

# 指定管理者個人情報保護事務取扱要綱

## 第1 趣旨

北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第53条の2及び第53条の3に規定する指定管理者が公の施設の管理を行うに当たって取り扱う個人情報（以下「個人情報」という。）の保護に関する事務（以下「指定管理者個人情報保護事務」という。）の取扱いについては、別に定めるものを除き、この要綱の定めるところによる。

## 第2 指定管理者の責務

- 1 指定管理者は、条例第53条の2の規定により指定管理者に準用される実施機関の義務に関する規定（条例第2章第1節（第6条、第10条、第11条第3項ただし書及び第13条第1項後段を除く。）の規定をいう。）に基づき、条例第2条第1号で定める個人情報（以下「個人情報」という。）及び条例第2条第4号に定める特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の適正な取扱いを確保するため、個人情報の保護に関する事務の取扱いに関し必要な事項を内部規程に定めるものとする。
- 2 指定管理者は、個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、条例第53条の2の規定により指定管理者に準用される同条例第12条の規定に基づき、個人情報の取扱いに関して受託者が講ずべき措置を明らかにするため、当該委託の契約の締結に当たり、別記「指定管理者個人情報取扱事務委託等の基準」に定める措置を講じるものとする。

## 第3 自己に関する個人情報の開示等の申出

- 1 条例第53条の3第1項の指定管理者が管理している文書等（以下「指定管理者が管理している文書等」という。）に記録されている個人情報であって、知事が保有していないものについて、自己に関する当該個人情報の開示、訂正又は利用停止の申出（以下「開示等の申出」という。）をしようとする者は、知事に対し、次の(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める申出書を提出するものとする。この場合において、未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報の開示を申出する場合であって、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって当該開示、訂正又は利用停止等の申出をすることができる。

なお、指定管理者は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5号に規定する個人番号について、開示等の申出をしようとする者に対し、開示等の申出に係る個人情報の特定のために、当該個人番号を記載させることのないようにしなければならない。

- (1) 自己に関する個人情報の開示を求める申出（以下「開示の申出」という。） 指定管理者個人情報開示申出書（別記第1号様式。以下「開示申出書」という。）
- (2) 自己に関する個人情報に係る事実と誤りがあると思料するため、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を求める申出（以下「訂正の申出」という。） 指定管理者個人情報訂正申出書（別記第2号様式。以下「訂正申出書」という。）
- (3) 自己に関する個人情報に係る取扱いが条例第53条の2の規定により指定管理者に準用され

同条例第7条、第8条、第10条又は第11条第3項本文の規定に違反すると思料するため、当該個人情報の利用の停止又は廃棄若しくは消去を求める申出（以下「利用停止の申出」という。） 指定管理者個人情報利用停止申出書（別記第3号様式。以下「利用停止申出書」という。）

2 開示等の申出をしようとする者は、知事に対して、運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券その他自己が当該個人情報の本人又はその代理人であることを証明する書類のいずれかであって申出をしようとする者の氏名及び住所が記載されているもの並びに当該代理人が法定代理人の場合にあっては戸籍謄本その他申出の資格を有することを証明する書類（法定代理人による申出及び死者の個人情報に係る申出の場合に限る。）、当該代理人が本人の委任による代理人の場合にあっては本人の実印が押印されている委任状及び当該実印の印鑑証明書を提出し、又は提示するものとする。

#### 第4 自己に関する個人情報の開示

1 知事は、開示申出書を受け付けたときは、速やかに指定管理者に送付するとともに、当該開示の申出に係る個人情報を知事に提供するよう求めるものとする。

2 指定管理者は、開示申出書を受理したときは、当該開示の申出に係る個人情報に非開示情報（条例第16条第1項各号のいずれかに相当する情報をいう。以下同じ。）が含まれている場合を除き、当該申出に係る個人情報の開示に応じるものとする。

3 指定管理者は、開示の申出に係る個人情報に非開示情報とそれ以外の情報が含まれている場合において、非開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、開示の申出の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、2の規定にかかわらず、当該非開示情報に該当する部分を除いて、個人情報の開示に応じるものとする。

4 指定管理者は、開示申出書を受理した日から14日以内に、開示の申出に対する諾否の決定（以下「開示等の決定」という。）をするものとする。ただし、やむを得ない理由により、開示申出書を受理した日から14日以内に開示等の決定をすることができないときは、速やかに開示の申出をした者（以下「開示申出者」という。）に書面により通知し、その期間を延長することができる。

5 指定管理者は、開示等の決定をしたときは、速やかに開示の申出者に書面により回答しなければならない。

6 個人情報の開示は、行政情報センター又は指定管理者が管理する公の施設において、文書、図画又は写真に記録されている個人情報にあっては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されている個人情報にあっては視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して指定管理者が別に定める方法により、開示を行うものとする。ただし、開示申出者の住所が遠隔の地にあること等により、個人情報が記録されている文書の写しの送付を希望する場合は、指定管理

者から文書の写しを郵送し、又は信書便により送付することができる。

7 開示の申出をしようとする者は、個人情報の開示に要する費用（写しの送付に要する費用を含む。）を、指定管理者の請求に基づき負担するものとする。

ただし、特定個人情報の開示の申出者から「写しの交付費用免除申請書（別記第4号様式）」の提出があった場合は当該費用（写しの送付に要する費用を除く。）を免除するものとする。

## 第5 自己に関する個人情報の訂正

1 第4の6の規定による開示を受けた自己に関する個人情報の訂正の申出をしようとする者（以下「訂正申出者」という。）は、当該開示を受けた日から90日以内に、知事に対し、訂正申出書を提出するものとする。この場合において、訂正申出者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示するものとする。

2 知事は、訂正申出書等を受け付けたときは、速やかに指定管理者に送付するとともに、当該訂正の申出に係る個人情報の内容が事実と合致しているかどうか等について必要な調査を行った上で当該訂正の申出に理由があると認めるときは、当該申出に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をするよう求めるものとする。

3 指定管理者は、訂正申出書を受理した日から30日以内に、訂正の申出に対する諾否の決定（以下「訂正等の決定」という。）をするものとする。ただし、やむを得ない理由により、開示申出書を受理した日から30日以内に訂正等の決定をすることができないときは、速やかに開示の申出をした者（以下「開示申出者」という。）に書面により通知し、その期間を延長することができる。

4 指定管理者は、訂正等の決定をしたときは、速やかに訂正申出者に書面により回答しなければならない。

5 指定管理者は、訂正等の決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

## 第6 自己に関する個人情報の利用の停止

1 第4の6の規定による開示を受けた自己に関する個人情報の利用停止の申出をしようとする者（以下「利用停止申出者」という。）は、当該開示を受けた日から90日以内に、知事に対し、利用停止申出書を提出するものとする。この場合において、利用停止申出者は、当該利用停止の申出に係る指定管理者の個人情報の取扱いが条例に違反していることを証明する書類等を提出し、又は提示するものとする。

2 知事は、利用停止申出書等を受け付けたときは、速やかに指定管理者に送付するとともに、当該利用停止の申出に係る個人情報の取扱いが条例第53条の2の規定により指定管理者に準用さ

れる条例の規定に違反するものであるかどうか等について必要な調査を行った上で当該利用停止の申出に理由があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するため必要な限度で当該個人情報の利用を停止し、又は廃棄し、若しくは消去するよう求めるものとする。

3 指定管理者は、利用停止申出書を受理した日から 30 日以内に、利用停止の申出に対する諾否の決定（以下「利用停止等の決定」という。）をするものとする。ただし、やむを得ない理由により、利用停止申出書を受理した日から 30 日以内に当該利用停止等の決定をすることができないときは、速やかに利用停止申出者に書面により通知し、その期間を延長することができる。

4 指定管理者は、利用停止等の決定をしたときは、速やかに利用停止申出者に書面により回答しなければならない。

## 第 7 苦情の申出の処理

1 知事は、指定管理者が保有する個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、速やかにその内容を記録した書面を指定管理者に送付するとともに、当該苦情に迅速かつ適切に対応するよう求めるものとする。

2 指定管理者は、その保有する個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、必要に応じ知事に協議の上、迅速かつ適切に対応するとともに、対応の経過及び結果について知事に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 9 月 14 日から施行する。